

第14回 勢田川等水面利用対策協議会

日時：令和元年10月30日（水）
14：30～15：30
場所：三重県伊勢庁舎4階会議室
（伊勢市勢田町628番地2）



協議会の様子

勢田川等水面利用対策協議会委員

宇治山田港湾整備促進協議会
NPO法人神社みなとまち再生グループ
伊勢湾漁業協同組合
伊勢湾漁業協同組合 今一色支所
伊勢市大湊町振興会
伊勢市神社港自治会
伊勢市下野町自治区
伊勢市通町自治会
伊勢市一色町自治会
伊勢市田尻町会
伊勢市二見町今一色区自治会
三重県 県土整備部 港湾・海岸課
三重県 伊勢建設事務所
伊勢市 都市整備部
伊勢警察署 生活安全課
鳥羽海上保安部
国土交通省中部運輸局 鳥羽海事事務所
国土交通省中部地方整備局 河川部
国土交通省中部地方整備局 三重河川国道事務所

▼ 議 事 の 内 容

1. 前回までの協議事項・報告事項

2. 報告事項

▼ 係留施設の確保増 船舶係留施設の占用許可

① 一色大橋上下流右岸船舶係留施設

前回の協議会で暫定的な占用場所の許可について承認をいただいた「一色大橋上下流右岸船舶係留施設」は、令和元年10月25日に手続きが完了し、11月1日より占用箇所の管理を開始します。

- ①施設名 一色大橋上下流右岸船舶係留施設
- ②管理者 特定非営利活動法人 神社みなとまち再生グループ
- ③所在地 三重県伊勢市一色町地先
- ④占用面積 約3,664㎡
- ⑤収容能力 約60隻
- ⑥占用期間 令和元年11月1日から令和2年10月31日まで

② 秀英工業船舶係留施設

民間マリーナのひとつ「秀英工業船舶係留施設」（平成23年4月22日占用許可）は、令和元年8月30日に手続きが完了し、9月1日より追加占用箇所の管理を開始しました。

- ①施設名 秀英工業船舶係留施設
- ②管理者 秀英工業株式会社
- ③所在地 三重県伊勢市田尻町地先及び竹ヶ鼻町地先
- ④占用面積 約2,112㎡（追加：約480㎡）
- ⑤収容能力 約16隻
- ⑥占用期間 令和元年9月1日から令和2年3月31日まで

③ プレア船舶係留施設

民間マリーナ「プレア船舶係留施設」は、令和元年10月25日に手続きが完了し、11月1日より占用箇所の管理を開始します。

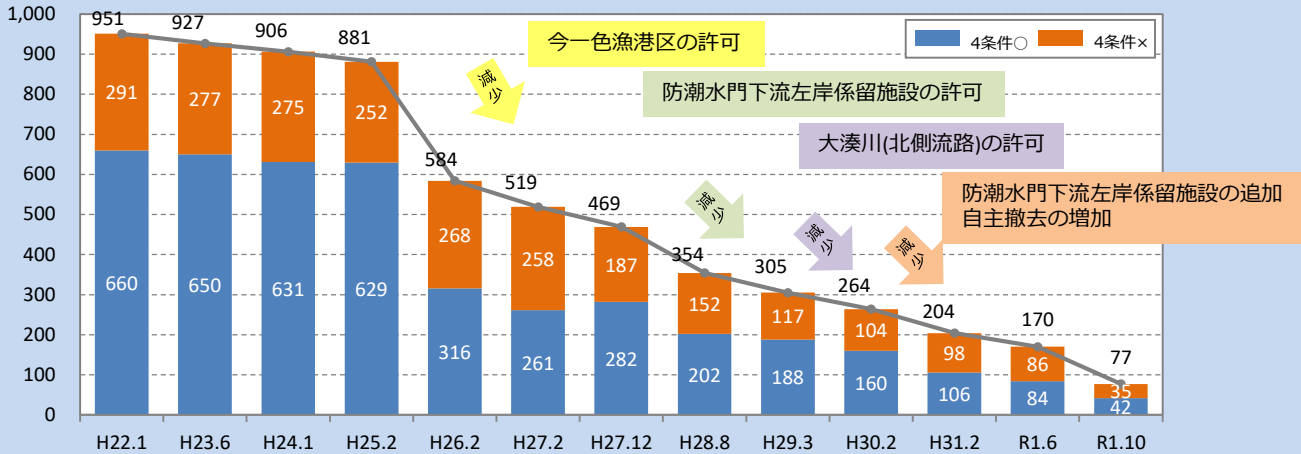
- ①施設名 プレア船舶係留施設
- ②管理者 株式会社プレア
- ③所在地 三重県伊勢市竹ヶ鼻町地先
- ④占用面積 約1,348㎡
- ⑤収容能力 約2隻
- ⑥占用期間 令和元年11月1日から令和4年3月31日まで



2. 報告事項

▼係留対象船の減 是正指導

注意書・警告書・指示書の送付や船舶所有者への個別説明（電話や訪問による意向確認及び今後の強制撤去への予定通告）による是正指導の効果で自主撤去（占用済係留箇所への移動や廃棄）が進みました。



勢田川右岸(一色町地先)H22.11撮影



勢田川右岸(一色町地先)R1.10撮影



勢田川右岸(一色町地先)H30.10撮影



勢田川右岸(一色町地先)R1.10撮影

▼係留対象船の減 簡易代執行

令和元年10月7日（月）勢田川の所有者不明栈橋2基を撤去（簡易代執行）しました。撤去した物件は勢田川排水機場敷地内（国土交通省管理）で保管しています。



対象栈橋は、所有者不明で放置されたままの状態となっており、洪水時に流出し、河川の施設（水門、ゲート、護岸等）に支障を及ぼす恐れがあることから、地域の安全を確保するため、今回撤去を実施しました。

撤去報道をご覧いただいた地域の方から感謝の連絡をいただきました。

③ 協議・検討事項

▼係留場所の確保増 占用主体の決定に向けて

下記の占用主体決定に向けて手続き等を進めることを協議しました。

協議・検討事項 | 係留場所の確保増 占用主体の決定に向けて

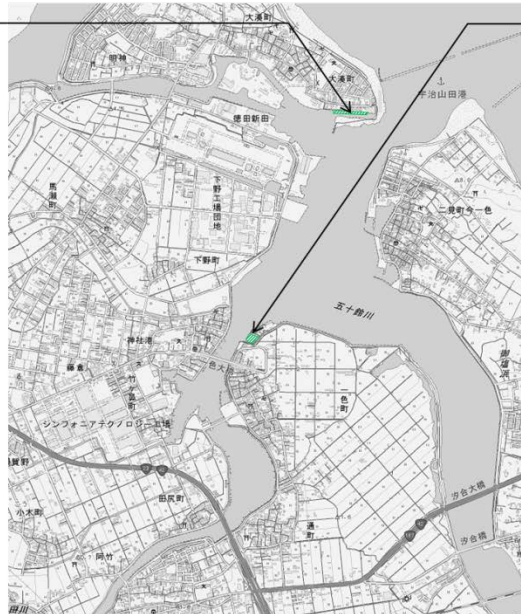
▼占用主体の決定に向けて手続きを進める箇所

大湊川(五十鈴川合流点側)



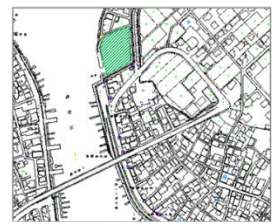
船舶係留施設の管理に関心のある者を調査の上、占用許可申請者を決定。

【課題】
水深が浅く浚渫が必要
駐車場、通路の確保



凡例 新たに占用主体を決定する箇所

一色町物揚場施設



船舶係留施設の管理に関心のある者を調査の上、占用許可申請者を決定。

【今回協議】
現状のまま当該箇所を係留施設として認めたい

▼係留対象船の減 不法係留船の減に向けて

不法係留船、所有者不明船及び廃棄物積橋の撤去に向けた対策を行うことで、所有者不明船が減少してきています。

協議・検討事項 | 係留対象船の減 不法係留船の減に向けて

▼所有者判明船の撤去

国 平成31年4月注意書発送、令和元年5~6月警告書発送（3回）、7~8月指示書交付（3回）を実施しました。
併せて、所有者に対して個別説明（電話&訪問、意向確認&今後の予定通告）を行うことで、対象を残り2隻まで減少させることができました。この2隻についても自主撤去の具体的な方針が決まっているため、行政代執行は実施しないこととします。

県 港湾管理者として、河川管理者である国と連携し、適切なのは正指導を行っていきます。今後、所有者調査を実施し、注意書、警告書、指示書を段階的に発行することで、自主撤去を促していきます。
また、必要に応じて強制撤去をしていきます。

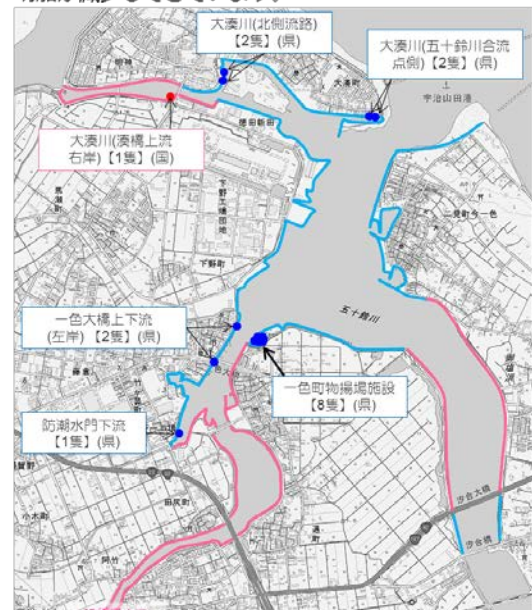
▼所有者不明船の撤去

国 船舶の所有者について調査した結果、所有者が判明したことや撤去されたことにより、所有者不明船は33隻（平成27年12月時点）から1隻（令和元年10月時点）となりました。この1隻は船舶としての機能を失っているため、今年度中に撤去を実施します。

県 所有者不明船は48隻（平成27年12月時点）から15隻（令和元年10月時点）となりました。引き続き所有者調査を行った上で、公告などの手続きを経て強制撤去を行う予定です。また、船舶としての機能を失った廃船に関しては順次撤去していく予定です。

▼所有者不明船（令和元年10月時点）

“不法係留船ゼロ”に向けた対策を行うことで、所有者不明船が減少してきています。

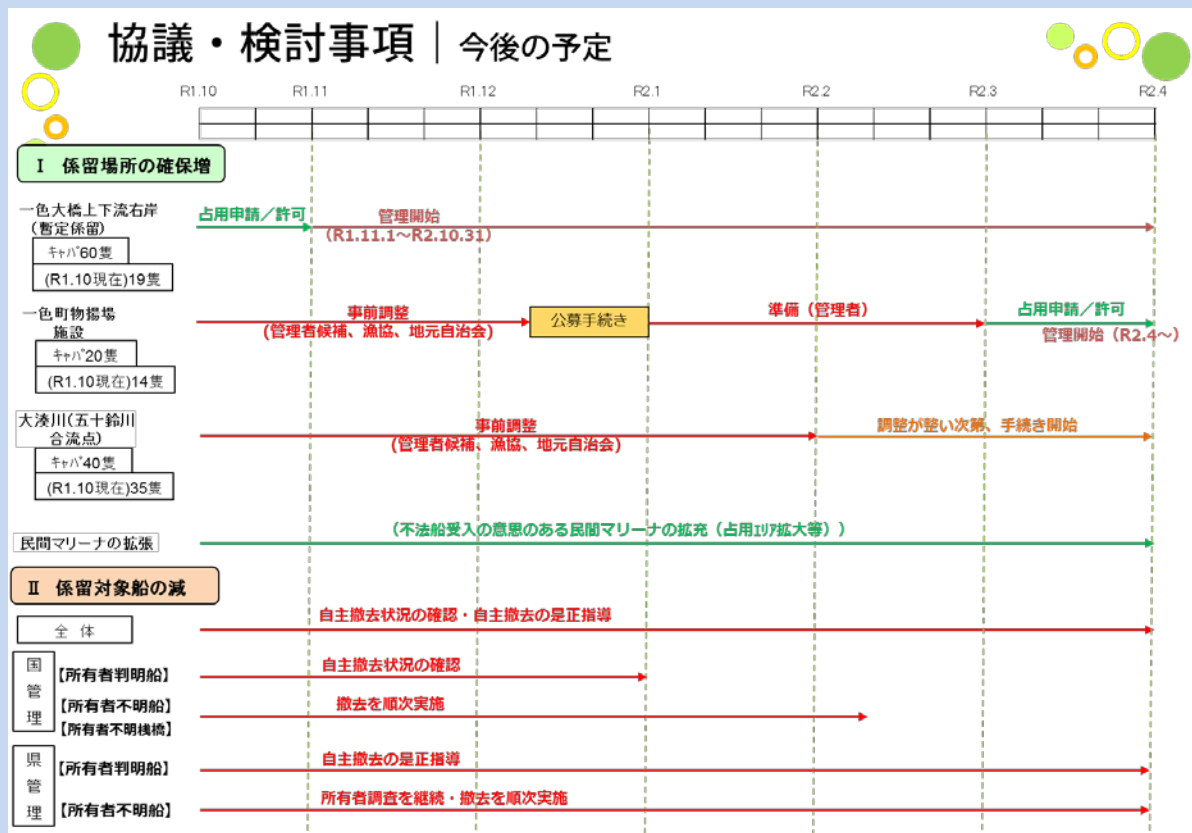


凡例 協議会対象区域における国管理区域 協議会対象区域における県管理区域

※令和元年10月時点の船舶数であり、所有者判明や撤去確認などにより数の変動が生じる場合があります。

▼今後の予定について

今後は下記スケジュールを基本とし諸対策を進めていくことを協議しました。



～委員からのご意見（抜粋）～

- ・所有者不明桟橋を撤去してくれているが、そもそも所有者不明なのか。
- ・許可施設内に契約せず係留している船舶がある。また更新時期なのに更新せず未納なままの船舶もある。
- ・占有に向けた浚渫等は前向きに検討してもらえるのか。
- ・対策が進んだことで不法係留船舶が大幅に減少したことに感謝している。

▼ 今回の協議会において確認及び決定した主な事項

- ・一色町物揚場については現状のまま係留場所として、大湊川は引き続き調整を行いつつ、それぞれ占有開始に向けての手続きを進めていく。
- ・所有者判明船及び所有者不明船の撤去について、引き続き計画的に実施していく。
- ・今後の予定について、係留場所の確保などを状況を勘案しつつ順次進めていく。
- ・次回の協議会は令和2年2月を目途に開催する。